

島根県内でLPガスをご利用の皆様を対象に、
使用料金の値引きや給付金の支給を行います。

都市ガスは対象外です
値引き・給付金事業の対象者には
条件があります。ご注意ください。
給付金の支給には
ご利用者ご自身による
申請が必要となります。

LPガス料金値引きのご案内

島根県内の一般家庭・飲食店等でLPガスをご使用の皆様の
令和8年5月の使用料金から

1,500^(※1)円(税抜)値引きします

値引きの対象となる方 | 島根県内の一般家庭や飲食店等でガスメーターを通してLPガスをお使いの方が対象です。
質量でLPガスを購入している方や、工業用・農業用としてLPガスを購入している方は対象外です。

値引きの方法

令和8年5月分(※2)の検針でLPガスの使用料金が発生する方を対象にLPガス販売店が使用料金から値引きを行います。LPガスをお使いの皆様による手続きは不要です。

値引き事業の詳細は
専用ホームページで
紹介しています



LPガス利用料金の値引き事業は、島根県内のご家庭や事業者にLPガスを販売する事業者の協力により実施しています。

(※1)その月の使用料金が1,500円(税抜)未満の場合は、その使用料金の範囲内で値引きします。

(※2)LPガス販売店によって令和8年6月分となる場合があります。

<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/nebiki-jigyou/>
(4月中の公開予定)

店名

株式会社赤徳商店

住所

〒690-0002 島根県松江市大正町449
エネルギー事業部 0852-23-3749

電話番号

LPガス価格高騰対策給付金のご案内

給付金申請受付期間

令和8年5.1(金)～6.30(火)

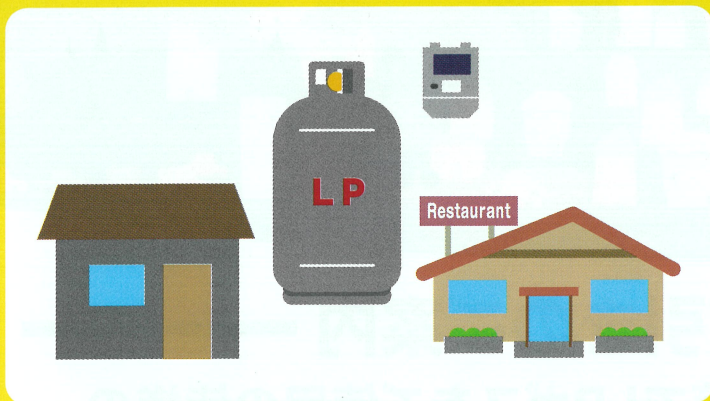
オンライン申請は6月30日17:00まで受付
郵送申請は6月30日消印有効

要申請

一般家庭・飲食店等(ガスメーターを通してLPガスをお使いの方)

対象期間の総使用量が75m³を超える方に給付金を支給します

対象期間／令和8年1月分～3月分



給付金の対象者(※1)

LPガス値引き対象者で、令和8年1月分～3月分のLPガス使用量の合計が75m³を超える方(個人・法人等)

給付金算出方法(※2)

(対象期間の総使用量m³-75m³)×20円

(※1)複数のガスメーターをご利用の場合、ガスメーターごとに計算と申請が必要です。対象条件は他にもありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

(※2)一つのメーターにつき給付金の上限は180万円となります。

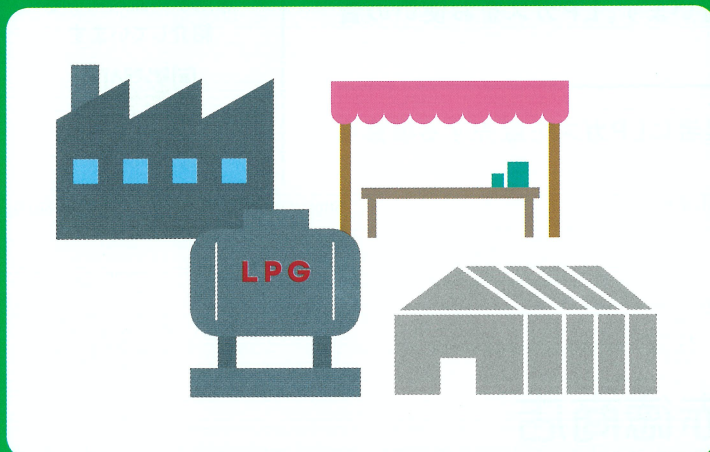
対象期間の使用量が分からない場合は、ご契約のLPガス販売店にお問い合わせください。

要申請

工業・農業利用、露天商等

ガスメーターなしでLPガスをご利用の方に給付金を支給します

対象月／令和8年1月分～3月分



給付金の対象者(※1)

LPガス値引き対象者ではなく、令和8年1月分～3月分に島根県内で利用するためにガスボンベやタンク等でLPガスを購入した方(工業・農業・屋台等)

給付金算出方法(※2)

(対象月の購入量m³)×20円

(※1)工業・農業利用で、ガスメーターを通してLPガスをお使いの場合もこちらの対象となります。対象条件は他にもありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

(※2)事業所が複数あっても1法人で購入量をまとめて計算・申請してください。購入量が0を超えて25m³まではひと月あたり一律500円です。kg購入の場合は別途換算計算が必要になります。詳しくはホームページをご覧ください。事務局へお問い合わせください。

(※3)給付金の上限はひと月あたり60万円となります。

給付金申請方法 ホームページで詳細をご確認の上、申請書類・証拠書類・口座情報が確認できるものをオンラインまたは郵送にてお送りください。

値引き・給付金に関するお問い合わせ・給付金の申請先

5月1日(金)
開設予定

島根県LPガス給付金事務センター 〒690-0887 島根県松江市殿町111 松江センチュリービル3F

TEL0852-67-3521 9:00-17:00/土日祝を除く

※給付金の問い合わせ対応・申請受付や審査業務を実施するためのセンターです。

島根県LPガス価格高騰

検索

<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/>



(4月中の公開予定)